

神奈川県総合計画審議会計画策定専門部会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 新たな総合計画(以下「計画」という。)の策定にあたって、神奈川県総合計画審議会(以下「審議会」という。)の審議を円滑に推進するため、神奈川県総合計画審議会規則(昭和29年神奈川県規則第10号)第7条の規定に基づき、神奈川県総合計画審議会計画策定専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 部会は、審議会の委員及び特別委員のうちから審議会の会長が指名した者をもって構成し、その定数は20人以内とする。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に審議会規則第7条に基づく部会長のほかに副部会長1人を置く。

2 副部会長は、部会の委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、副部会長は部会長を補佐する。

(所掌事項)

第4条 部会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果等を部会長が審議会に報告するものとする。

(1) 計画の内容に関すること。

(2) その他、計画の策定上必要な事項に関すること。

(会議)

第5条 部会の会議は、必要のある都度部会長が招集する。

2 部会長は、部会の所掌事項に関する者の出席を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月26日から施行する。